

# 電力需給調整力取引所 2025 年度 取引監視報告

2026 年 6 月

一般社団法人電力需給調整力取引所  
市場取引監視委員会

本資料に使用するデータ、分析結果その他いかなる情報についても、情報の完全性及び正確性を保証するものではありません。  
本資料の情報を使用したことにより生じたいかなる損害についても、本取引所はその責任を負いかねますので予めご了承ください。

## 目次

はじめに .....	- 1 -
Ⅰ. 複合商品 .....	- 2 -
Ⅱ. 三次調整力② .....	- 4 -

## はじめに

本取引所の市場取引監視委員会は、需給調整市場における市場取引の監視を通じて、取引規程に定める禁止行為（不公正な取引）に該当する行為の有無及び禁止行為を行った取引会員に対して実施すべき処分等の判定を行い、以て市場の健全性・公正性を確保することを目的としています。

取引状況の監視及び分析、また、必要に応じて関係事業者への聞き取り等を行い、禁止行為に該当する可能性のある取引を認識した場合、当該取引について詳細に調査します。調査の結果、禁止行為に該当するまたは該当する虞が高いと判断した場合には、取引規程に則った処分を決定します。

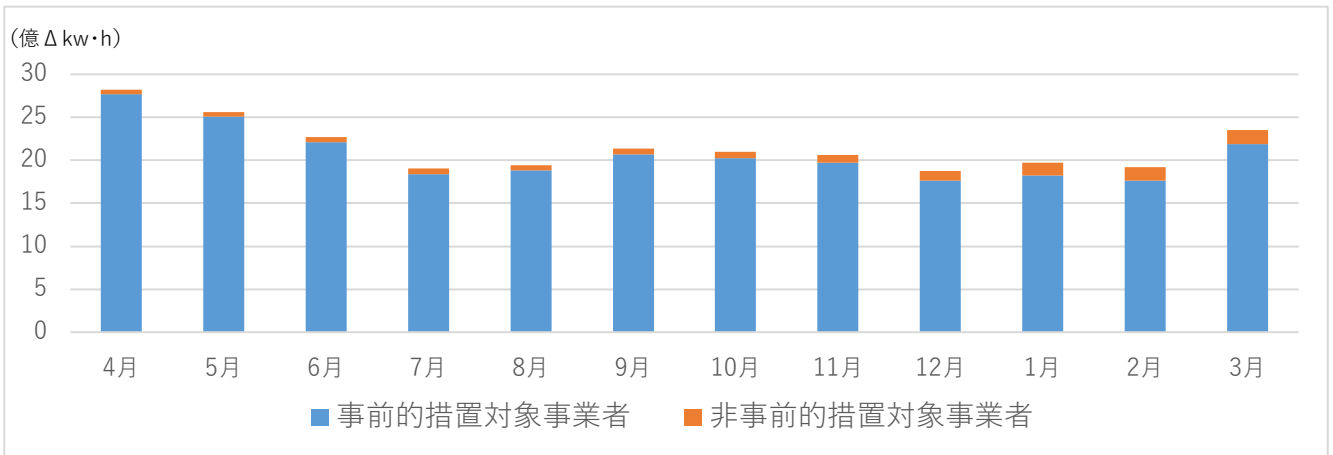
また、市場取引監視委員会で行った監視及び分析の結果等については、必要に応じて資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告します。

本取引所では公正かつ有効な競争を推進する観点から、年度ごとにこれらの状況を取り纏め、一般に公開します。

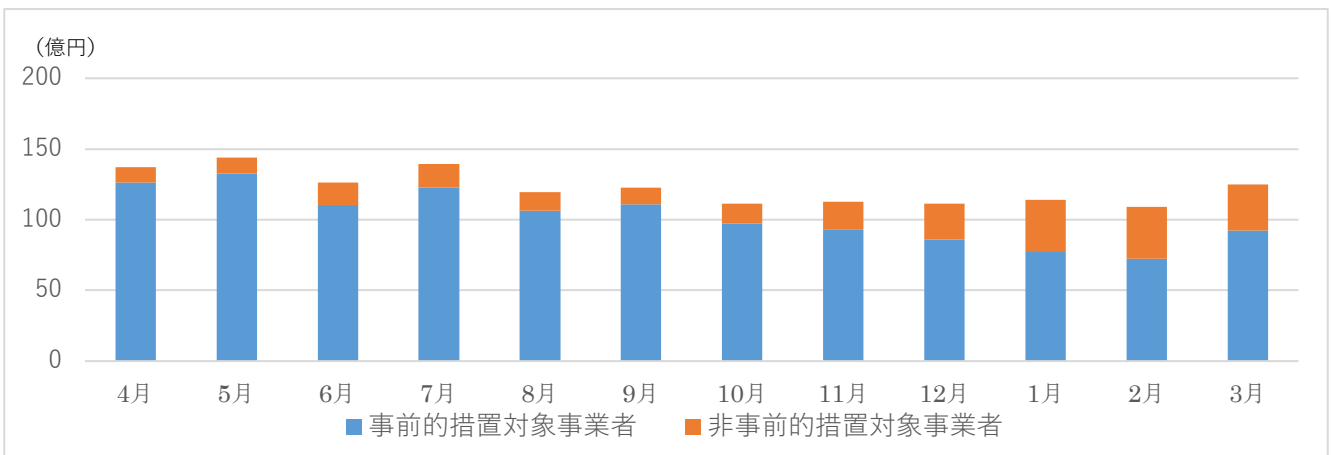
## I. 複合商品

市場取引監視委員会では、需給調整市場ガイドライン（以下、「GL」という。）の考え方を踏まえ、主に大きな市場支配力を有する事業者（以下、「事前の措置対象事業者」という。）の応札行動について監視及び分析を行った。

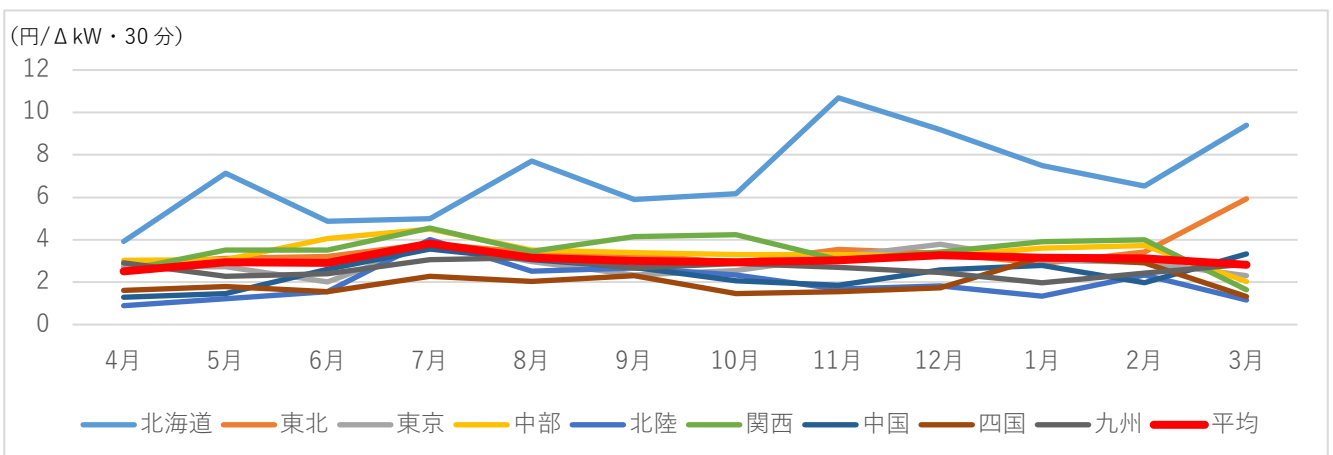
<図1：複合商品 月別約定量合計> （参考）事前の措置対象事業者のシェア：約96%



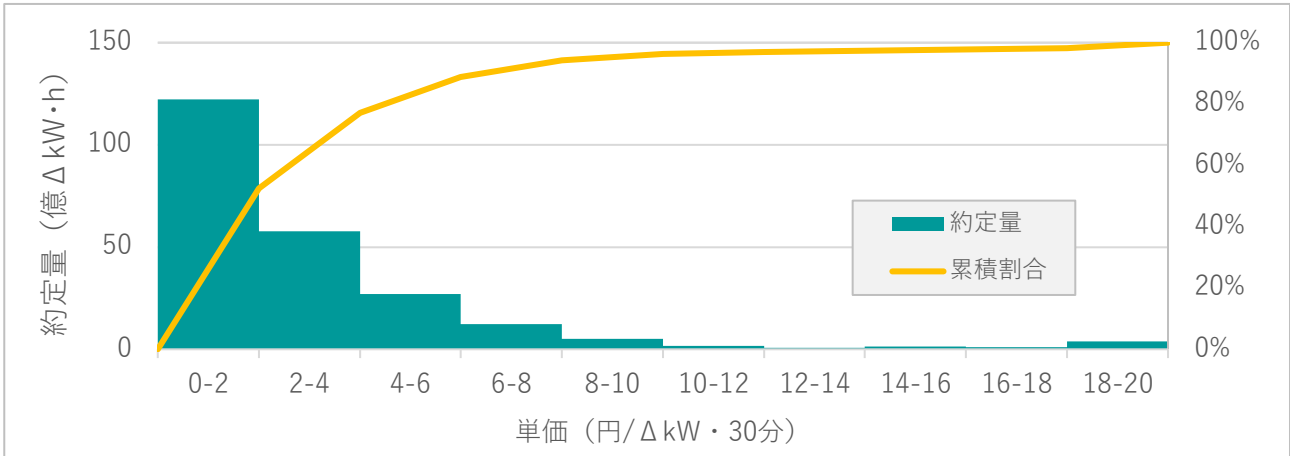
<図2：複合商品 月別約定総額合計> （参考）事前の措置対象事業者のシェア：約83%



<図3：複合商品 平均約定価格（エリア別）>



<図4：複合商品 約定単価分布（全体）>



※ 各図は、取引実績の速報値（システム初期約定時点のデータ）を元に作成。

【総括】

本年度の約定量は、前年度と比較してやや減少傾向（約▲9%）で推移した。これは2025年6月中旬より、調整力必要量から市場外調整力（自然体余力）を控除する運用が開始されたことや揚水の随意契約による募集量の減少が主因である。その他全体を通して大きな動きは見られず、個別の事業者の応札行動においても、明らかに不自然な応札行動は見られなかった。

図3に示すとおり、エリア別の平均単価は、北海道エリアを除き、概ね4.0円/ΔkW・30分以下で推移する傾向が見られた。複合商品は2026年3月中旬に週間取引から前日取引へ変更となった。3月の平均約定価格は、2月までの価格推移と比較して上昇または低下しているエリアが見受けられる。このため、2026年度においては、前日取引化に伴う事業者の応札行動の変化についても、取引監視の観点から注視していく。

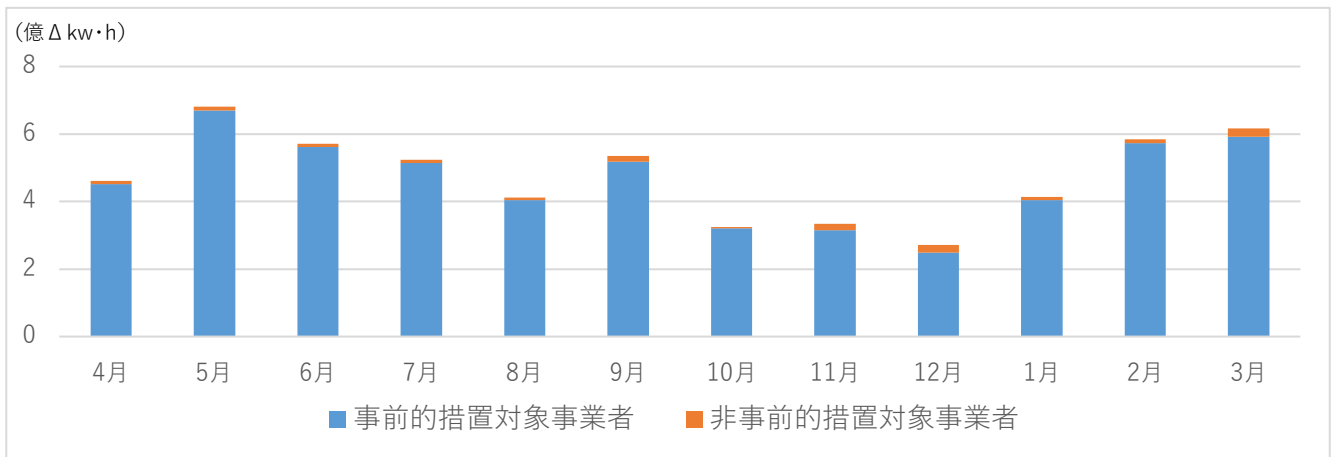
また、図4からわかるとおり、4.0円/ΔkW・30分以下の落札が全体の8割程度、また6.0円/ΔkW・30分以下の落札が全体の9割程度を占めていた。一次調整力を除いては最安値付近での約定も多く、競争原理が概ね機能していることが確認された。

応札行動についても、事前的措置対象事業者を中心に、無作為に選定した応札札の価格設定の根拠を確認（事業者へのヒアリング等）したところ、燃料費等の機会費用（逸失利益）に基づく合理的な範囲内での応札が確認されており、GLを逸脱するような応札は認められなかった。現時点においては、禁止行為（不公正な取引）に該当する可能性のある行為までは見られなかったが、非事前的措置対象事業者においては比較的高値で応札されている傾向が確認されていること等を踏まえ、GLに規定する「望ましい行為」の趣旨に照らし、事前的措置対象事業者はもとより、非事前的措置対象事業者についても引き続き注視していく。

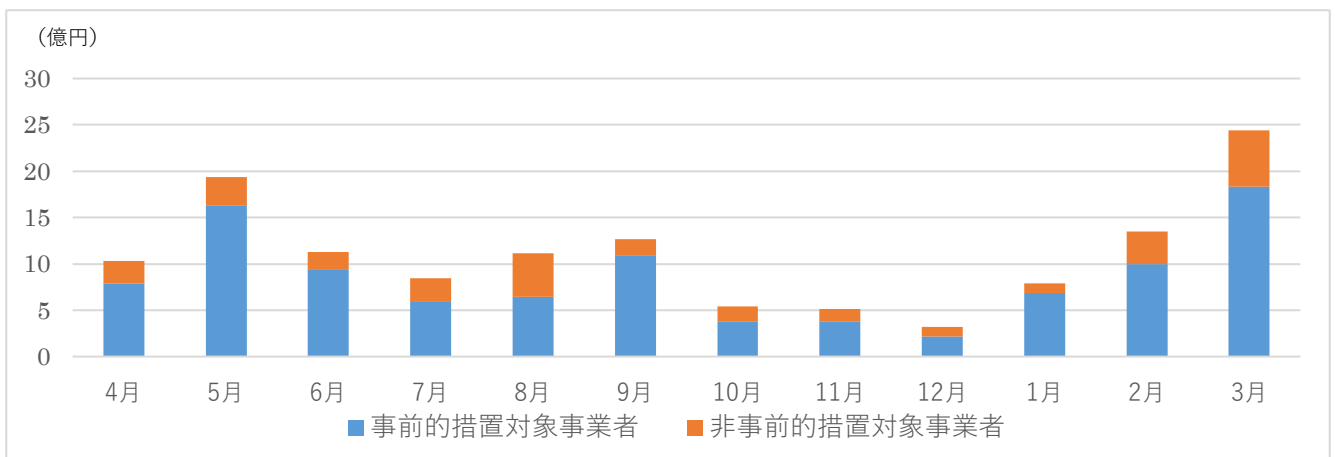
## Ⅱ. 三次調整力②

市場取引監視委員会では、GL の考え方を踏まえ、主に事前的措施対象事業者の応札行動について監視及び分析を行った。（参考）事前的措施対象事業者のシェア：約 97% [図 4 より算出]

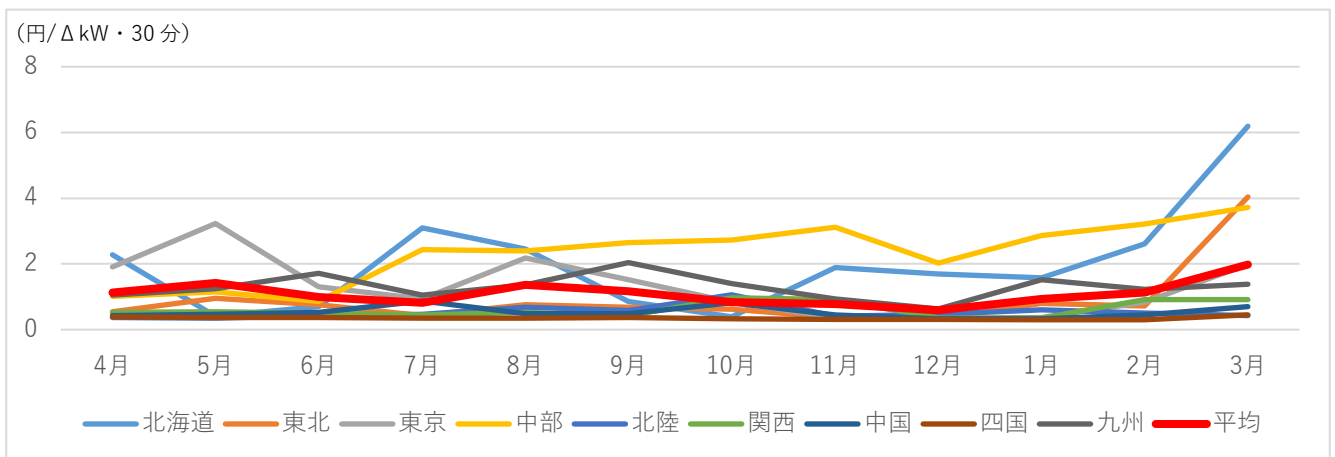
<図 5：三次調整力② 月別約定量合計> （参考）事前的措施対象事業者のシェア：約 97%



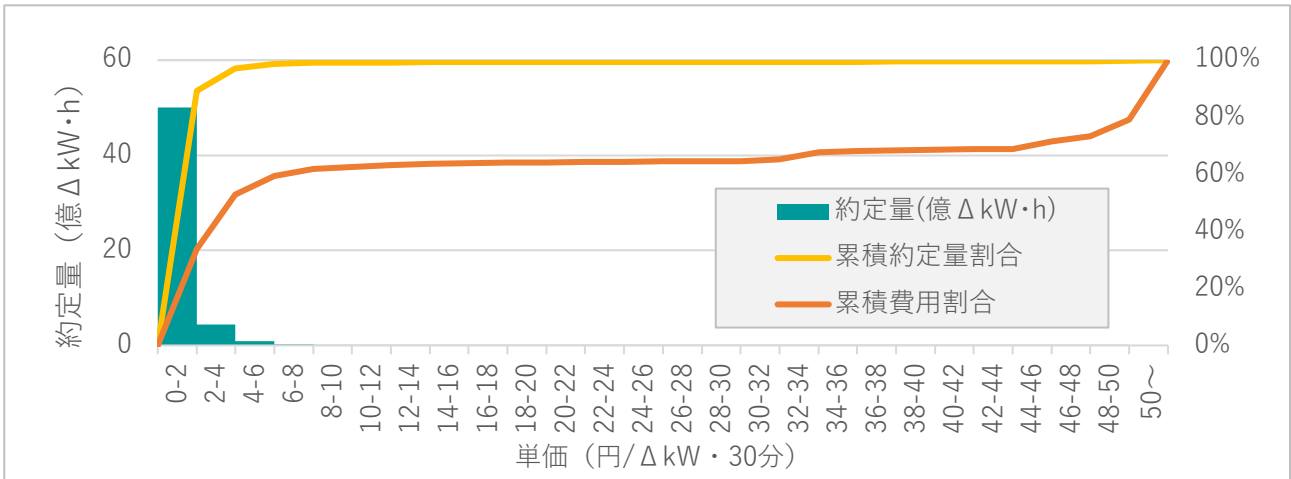
<図 6：三次調整力② 月別約定総額合計> （参考）事前的措施対象事業者のシェア：約 77%



<図 7：三次調整力② 平均約定価格（エリア別）>



<図8：三次調整力② 約定単価分布（全体）>



※ 各図は、取引実績の速報値（システム初期約定時点のデータ）を元に作成。

【総括】

図5に示すとおり、約定量については季節により増減はあるものの、年間を通して応札量が募集量を大きく上回っていた。

図7に示すとおり、平均落札価格は、年間を通じて1.0円～1.5円/ΔkW・30分前後で推移し、多くの時間帯で低廉な価格での約定が維持された。2026年3月中旬の複合商品の前日取引化以降、三次調整力②においても平均約定価格が上昇しているエリアが見受けられることから、2026年度においては、三次調整力②における応札行動の変化についても、取引監視の観点から注視していく。

また、図8からわかるとおり、4.0円/ΔkW・30分以下の落札が全体の9割以上を占めているが、一部の非事前措置対象事業者においては200円/ΔkW・30分を超える応札も確認された。

価格の監視の観点から、事前措置対象事業者のうち、平均落札価格を大きく上回る価格で入札している事業者に加え、無作為に選定した応札札の価格設定の根拠を確認（事業者へのヒアリング等）したところ、いずれもGLの価格規律に照らし、妥当な設定であることを確認した。現時点においては、禁止行為（不公正な取引）に該当する可能性のある行為までは見られなかったが、高額約定の応札札については、当委員会にて価格設定根拠のヒアリングを実施したが、禁止行為に該当する可能性のある取引は確認されなかった。

最高落札価格が平均落札価格に比して高価格で推移しており、これらは非事前措置対象事業者の応札であることが確認されていること等を踏まえ、GLに規定する「望ましい行為」の趣旨に照らし、事前措置対象事業者はもとより、非事前措置対象事業者についても引き続き注視していく。

以上